

インドの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

インド（英語名は「India」）は、南アジアに位置する連邦共和制国家である。首都はデリー、通貨はルピー（INR）である。国土は、大きく分けて、ヒマラヤ山岳地帯、ヒンドスタン平原、インド半島から成り、現在は、28の州及び8の連邦直轄領から構成される。2023年11月22日現在、インドの人口²は約14億3,379万人となっており、中国の人口³である約14億2,547万人を追い抜き、世界一となっている。憲法に規定された22言語のうち、ヒンディー語が連邦公用語とされている。英語は準公用語とされているが、実際には、インド国民の約11%が主に第2言語又は第3言語として使用しているにすぎない。宗教については、ヒンドゥー教が約80%、イスラム教が約14%を占める⁴。

16世紀のインドに成立したムガル王朝の時代に、英国は、英国東インド会社を設立する等して、インドの植民地化を進めた。第一次世界大戦後にマハトマ・ガンディーのもとで独立運動が拡大し、第二次世界大戦後の1947年にインドは独立を果たした。なお、1947年にはパキスタンがインドと同時に独立し、さらに、1971年にはバングラデシュがパキスタンから独立した。非同盟・全方位外交を志向しているインドであるが、カシミール地域の領有権をめぐることは、パキスタン及び中国と対立しており、とくにパキスタンとの間ではたびたび戦闘が発生してきた。インドでは、従来から自動車産業や鉄鋼産業が発達していたが、最近では、とくにソフトウェア・情報サービス産業の発達が注目されている。現在、インドは、BRICSの一角を担う大国として世界での存在感を増している。

インドは、長く英国の植民地であったことから、英国法⁵の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、さまざまな分野において、多くの成文法も制定されている。即ち、インドが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、インドが英国から独立した司法権を有するようになった後は、英国の裁判所の判決は、イ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <https://www.worldometers.info/world-population/india-population/>

³ <https://www.worldometers.info/world-population/china-population/>

⁴ 本稿におけるインドの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023年版』（二宮書店、2023年）176～178頁、②外務省ウェブページ「インド 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html>）等を参照した。

⁵ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

ンドの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。インドは連邦制の国家であり、インドの法制度は、連邦・各州の制定法及び判例から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

II 憲法

1 総説

インド憲法⁶は、1949年11月26日に採択され、1950年1月26日に施行された（一部の条項は即日施行された）。その後、現在まで、100回以上の改正を経ている。また、条文数は実質的に460か条を超えており、世界の中で条文数の多い憲法の一つであるといわれている⁷。インド憲法は、英国法の影響により、議院内閣制、国民主権、人権保障、民主主義等の原則を採用している。

インド憲法（附則を除く）の主な体系は、表1のとおりである。

表1：インド憲法の主な体系（附則を除く）

前文	
第1編 連邦及びその領域	
第2編 市民権	
第3編 基本権	
第4編 国家政策の指導原則	
第4A編 基本義務	
第5編 連邦	第1章 執行、第2章 国会、第3章 大統領の立法権、第4章 連邦司法、第5章 インド会計検査院長
第6編 州	第1章 総則、第2章 執行、第3章 州議会、第4章 知事の立法権、第5章 州における高等裁判所、第6章 下級裁判所
第7編 (削除)	
第8編 連邦直轄領	
第9編 パンチャーヤト	
第9A編 自治都市	
第9B編 協同組合	

⁶ 本稿におけるインド憲法の日本語訳は、①浅野宜之著「インド」（鮎京正訓・四本健二・浅野宜之編『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021年）所収）、②孝忠延夫・浅野宜之著『インドの憲法〔新版〕』（関西大学出版部、2018年）等を参照した。

⁷ 前掲『新版 アジア憲法集』260～261頁。

第 10 編 指定地域及び部族地域	
第 11 編 連邦と州との関係	第 1 章 立法関係、第 2 章 行政関係
第 12 編 財政、財産、契約及び訴訟	第 1 章 財政、第 2 章 借入、第 3 章 財産・契約・権利・義務・負担及び訴訟、第 4 章 財産権
第 13 編 インド領内における取引、商業及び交通	
第 14 編 連邦及び州の公務	第 1 章 公務、第 2 章 公務委員会
第 14A 編 審判所	
第 15 編 選挙	
第 16 編 特定階層に対する特別規定	
第 17 編 公用語	第 1 章 連邦の言語、第 2 章 地方的言語、第 3 章 最高裁判所・高等裁判所等において使用する言語、第 4 章 特別規定
第 18 編 非常事態規定	
第 19 編 雑則	
第 20 編 憲法改正	
第 21 編 暫定的、経過的及び特別規定	
第 22 編 略称、施行、ヒンディー語による正文及び廃止	

2 統治機構

(1) 行政府

憲法上、国家元首は大統領であり、連邦の行政権は大統領に属するものと規定されている。大統領は、連邦下院議員の被選挙資格を有する 35 歳以上のインド市民の中から、連邦議会の上院議員及び下院議員並びに州議会議員からなる選挙人団により選出される。大統領は、連邦国防軍に対する最高指揮権、大統領令の発布権等を有する。

しかし、実質的な行政府の長は、議会から指名された首相である。そして、首相を長とする大臣会議が置かれている。大臣会議は、大統領の権限行使を補佐し、大統領に助言を行うために設置された機関である。大臣会議は、連邦議会の下院に対し、連帯して責任を負う（議院内閣制）。

(2) 立法府

連邦制を採るインドには、連邦議会と各州の議会がある。

連邦議会は、上院及び下院から構成される。上院は、大統領が指名する 12 名の議員、及び各州及び連邦直轄領の代表である 238 名以下の議員により構成される。下院は、各州の選挙区から選出された 530 名以下の議員、連邦直轄領の代表である 20 名以下の議員、及び

アングロ・インディアン社会を代表する 2 名以下の議員により構成される。インドは、巨大な人口を擁するにもかかわらず、憲法施行後、民主的選挙が実施され、政権交代も行われてきたことから、「世界最大の民主主義国家」と呼ばれている。

上院議員の任期は 6 年であり、2 年ごとに 3 分の 1 ずつ改選される。下院議員の任期は 5 年であるが、下院は解散される可能性がある。

上院及び下院での審議及び事務は、原則として、ヒンディー語又は英語で行われる。

通常法案は、上院及び下院で可決され、大統領による認証を受けることにより、法律として成立する。なお、租税の賦課、政府による借入等に関する法案は、下院に先議権がある。

(3) 司法府

インドは連邦制国家であるが、司法権については、最高裁判所を頂点とする一元的な裁判所制度を有しており、三審制を採用している。最高裁判所はニューデリーに設置されており高等裁判所からの上告事件等を管轄する。高等裁判所は、原則として、各州に設置されている。さらに、民事訴訟を扱う原則的な裁判所として、地方裁判所が設けられている。各裁判所は、連邦法に関する事件だけでなく、州法に関する事件についても管轄する権限を有する。この点、米国とは異なる制度となっている。最高裁判所及び高等裁判所における訴訟審理及び判決・命令等においては、英語が用いられている。各地方の下位裁判所においては、英語だけでなく、各地方の言語を使用することも認められている。

インドの裁判所は、これまで、数々の公益訴訟において基本権侵害の救済を図ってきたことから、「司法積極主義」の傾向をもつといわれている⁸。

3 人権

人権に関しては、主に、「第 3 編 基本権」、「第 4 編 国家政策の指導原則」及び「第 4A 編 基本義務」において、詳細に規定されている。インド憲法は、国民の権利を、「裁判により強行しうる権利」と「裁判により強行しえない権利」に分け、前者を「第 3 編 基本権」に、後者を「第 4 編 国家政策の指導原則」に規定した⁹。

「第 3 編 基本権」の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①カーストに基づく差別の禁止、社会的・教育的後進階層及び指定カースト等へのアフターマティブ・アクションについて規定している（15 条、16 条等）。これらの規定は、カースト制度自体を禁止しているというよりも、カーストに基づく差別を禁止したものである¹⁰。
- ②不可触民制の廃止について規定している（17 条）。

⁸ 前掲『新版 アジア憲法集』270 頁。

⁹ 前掲『新版 アジア憲法集』264 頁。

¹⁰ 前掲『新版 アジア憲法集』265 頁。

- ③14歳以下のこどもの雇用の禁止について規定している（24条）。
- ④宗教・言語等のマイノリティの保護について規定している（29条、30条）。
- ⑤「第3編 基本権」で規定された人権を保護するための最高裁判所への提訴及び人身保護令状等の発布等について、明文で規定されている（32条）。

Ⅲ 民法

1 契約法

インドには、統一的な民法典は存在しない¹¹ものの、1872年契約法が施行されているほか、コモン・ロー及びエクイティに基づく判例法も重要な役割を担っている。また、特定の事項について規律する連邦法（例えば、1930年物品売買法）及び州法も存在する。

1872年契約法及びコモン・ローの下では、契約の要件の一つとして、「約因」（Consideration）が必要とされている。約因とは、一方当事者の意向に対する他方当事者の対価・見返りを意味する英国法に由来する概念であるが、日本法には存在しない概念である。約因を欠く契約は、原則として、無効とされる。

インドには、販売代理店を保護する法律は存しない。したがって、販売代理契約で規定された解除条項に従い、契約を解除することは、原則として可能である。但し、インドでは、契約終了後に競業避止義務を課す条項は、無効とされることに留意が必要である。

国際的な契約書を作成する際の言語は通常、英語である。インドは英米型の契約社会であり、詳細かつ大部な契約書が作成されることが多い。契約書に記載していない事項は、基本的に契約内容の範囲外とみなされる。

契約違反から生じる損害に関しては、「直接損害」（契約違反から通常生じる損害、及び契約締結時に違反当事者が発生を予見していた損害）は、契約に規定していなくても請求できるが、「間接損害」（契約違反から間接的に生じる損害）は、契約に規定していなければ請求することができない。

インドでは、インド国内で締結された全ての契約につき、州の印紙税法に従って印紙税を納付する必要がある。しかも、印紙税を納付していない契約書は、裁判所において証拠とすることができないものとされている。国外で締結された契約についても、インド国内に持ち込まれた後、3か月以内に、印紙税を納付する必要がある。

契約に関する請求の提訴期限は、3年とされている。

2 不法行為法

インドでは、英国におけるのと同様、不法行為法（tort law）は、基本的に、判例法により形成されている。また、2019年消費者保護法は、欠陥のある製造物の製造者・販売者等の無過失責任、中央消費者保護庁によるリコール命令等を規定しており、消費者の保護を

¹¹ インド憲法は、統一民法典の制定に向けた国の努力義務について規定している（44条）。

図っている。

インドでは、不法行為に関する請求の提訴期限は、請求内容により、1年乃至3年とされている。

3 財産法

インドの不動産に関しては、1882年財産移転法、2016年不動産規制開発法等の連邦法や判例法が存在するほか、現在では、多くの州法が、土地についてさまざまな法規制を課している。

外国人・外国企業は、原則として、インド国内の不動産を所有することはできないが、それらのインド現地法人は、インド国内の不動産を所有することができる。

インドでは、土地と建物は、別個の不動産として取り扱われ、別個の主体による所有も認められている。土地に関する権利としては、大きく分けて、①土地を使用・収益・処分する権利（Freehold）、及び②一定期間、土地を使用する権利（Leasehold）がある。

インドでは、100ルピー以上の不動産の所有権の移転・発生・消滅及び1年以上のリース等を行った場合、その取引書類（売買契約書等）を、契約締結日から4か月以内に、当該不動産を管轄する地方レベルの登録所に登録申請しなければならない¹²。このような登録によって、当該取引の効力発生が認められる。もし登録を怠った場合、当該取引書類は裁判において証拠能力が認められない。また、当該取引書類につき印紙税を納付していない場合も、当該取引書類は裁判において証拠能力が認められない。インドにおける不動産取引書類の登録制度は、日本のように個別の不動産ごとに登記簿が作成されるわけではないため、ある特定の不動産の現在の権利者や過去の取引経過を確認することには大きな困難を伴う。この点、米国、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン等においては、「トレンス・システム」(Torrens System)¹³が採用されているが、インドでは採用されていない。

不動産に関する請求の提訴期限は、12年とされている。

IV 会社法

インドに投資する外国企業の多くは、駐在員事務所、プロジェクトオフィス¹⁴又は支店を開設するか、現地法人を設立することになる。駐在員事務所、プロジェクトオフィス及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、

¹² 川村隆太郎編著『インド不動産法制』（商事法務、2021年）75～76頁。

¹³ トレンス・システムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である。

¹⁴ プロジェクトオフィスとは、特定のプロジェクト（例えば、建設工事、土木工事、インフラ整備）の実施のために開設される拠点をいう。

外国企業から独立した法人格を有するインド法人である。

インドでは、従来、1956年会社法が存在していたが、2013年に新しい会社法が制定された。同法は連邦法であり、インド全土に適用される。同法の下では、「有限責任株式会社」(Company Limited by Shares)、「保証有限責任会社」(Company Limited by Guarantee)、「無限責任会社」(Unlimited Company)等の会社が認められる。一般的に、外国企業がインドに現地法人を設立する場合、「有限責任株式会社」の形態が利用される。有限責任株式会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額(出資額)に限定される。有限責任株式会社にも、「公開会社」(株主数は7名以上)と「非公開会社」(株主数は2名以上200名以下。定款で株式譲渡を制限。ガバナンス及び情報開示に関する規制が比較的少ない)の2種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。会社名の末尾に、公開会社の場合は「Limited」、非公開会社の場合は「Private Limited」という文言を付しなければならない。公開会社の場合、原則として、資本金は50万ルピー以上でなければならない。取締役については、非公開会社の場合、2名以上15名以下であればよいが、公開会社の場合、3名以上15名以下が必要である。取締役は、自然人でなければならず、1名以上はインド在住である必要がある。また、上場会社又は資本金500万ルピー以上の会社は、「会社秘書役」(Company Secretary)の選任が必要である。これは、会社秘書役の資格試験に合格し、一定期間の実務経験を有し、会社秘書役協会に登録した者になることができるものであり、取締役会及び株主総会の手続や文書の管理及び法令遵守等である。なお、「一人会社」(One Person Company)という会社類型もあるが、一人会社の株主は、インド在住のインド国籍を有する自然人でなければならない。

V 民事訴訟法

1 訴訟

インドでは、1908年民事訴訟法が施行されている。インドの民事訴訟手続においては、争点整理、証拠収集、証拠調べ等の手続全般にわたって、英国法の強い影響を受けている。但し、陪審制は採用されておらず、審理は職業裁判官によって行われる。インドの訴訟審理では、口頭弁論が非常に重視されており、黒い法服を来た弁護士が法廷で熱弁を振るう姿をよくみかける。実際、インドの裁判所における訴訟審理の光景は、日本の裁判所における訴訟のものとは大きく異なる¹⁵。

¹⁵ インドの裁判所では、訴訟代理人たる弁護士が、裁判官に自己の主張について納得してもらうように、口頭で熱弁を振るうし、他方、裁判官も、弁護士と口頭で激しく議論を行う。法廷の中の傍聴席は、他の事件の弁護士及び当事者でほぼ全て埋まっているのが通常である。また、法廷の外の廊下には、順番を待つ膨大な数の弁護士が、立ち話をしたりしながら待っているという状況である。例えば、筆者がデリー高等裁判所を裁判傍聴のため

インドでは、通常の裁判所の他にも、会社法審判所、知的財産審判所、所得税審判所等の専門審判所が、さまざまな法律に基づいて設置されている。また、2015年には、「商事裁判所、商事専門部及び商事控訴部法」が制定され、商事事件を専門とする裁判所・専門部が設置された。

インド人は訴訟に対する抵抗感が小さく、ささいな紛争でも訴訟を提起することが多い。インドでは、慢性的な訴訟件数の多さと裁判官不足から、未済滞留案件が多数に上っており、解決までに極めて長い時間がかかる（第一審では5年以上、控訴・上告がなされた場合は20年以上かかることも珍しくない）といわれてきた。高等裁判所以上の裁判所では外国企業にも公平な裁判が期待できるが、地方裁判所では必ずしもそうとは限らない。

インドにおいては、外国裁判所の判決の執行は、英国、ニュージーランド等のように、相互主義が満たされる国に限定される。日本は含まれていないため、日本の裁判所で勝訴判決を得ても、インドでの執行は認められない可能性が高い。そこで、日本企業がインド企業と締結する契約においては、紛争解決は仲裁によると規定することが多い。

民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる。例えば、知的財産権侵害訴訟事件において利用可能な暫定的救済手段は、表2のとおりである¹⁶。

表2：インドにおける暫定的救済手段

用語	定義
仮差止命令	本案訴訟の開始後に侵害行為を継続することを仮に差し止める命令。
アントン・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である <i>Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976)</i> が先例となっている。
マレーヴァ差止命令	被告資産を凍結し、損害賠償の支払いを受けるために資産を差し押さえる命令。
ノーウィチ医薬品命令	流通経路全体を明らかにして侵害行為の拠点を突き止め、物品の数量、価格等の詳細情報を第三者に開示するよう税関職員に対して命じること。
アショーク・クマール命令（ジョン・ドウ命令）	原告の侵害商品及び侵害活動の搜索押収をあらゆる場所で補佐するため、その搜索押収の過程で侵害者として同定される潜在的被告に対して裁判所が出す命令。原告にとって未知の人物が、同定可能な範囲に属し、当該人物の活動が訴訟の範囲内に入っている場合、原告は、

訪問した時には、デリー高等裁判所の建物の1階から4階までの廊下に、黒い法服を着たインドの弁護士が、おそらく数百人程度はいた。

¹⁶ 山名美加著「インド」(『アジア諸国の知的財産制度』(青林書院、2010年)所収)232頁。

当該人物を被告として訴訟提起することができる。

2 仲裁

インドの訴訟は、事案によっては長期間を要する可能性があるため、代替的紛争解決手段（ADR）の利用も検討に値する。実際、日本企業とインド企業との契約においては、仲裁条項が規定されることが多い。インドは、1996年仲裁調停法を施行しており、また、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、外国の仲裁機関（例えば、シンガポール国際仲裁センター（SIAC））による仲裁判断をインド国内で執行することが認められる（但し、英国、米国、シンガポール、日本等のように、相互主義が満たされる国に限定される）。但し、インドの公序（public policy）に反することを理由に、インドの裁判所が、外国仲裁判断の執行を認めない可能性があることに留意を要する。

VI 刑事法

インドの1862年刑法は、英国による統治下において施行されたものであり、英国の1533年「Buggery Act」の影響を受けて、同法377条は「自然の摂理に反する肉体的な交わり」を犯罪としており、同性間の性行為も犯罪とされていた。しかし、近時、LGBT運動の高まりとともに、同性間の性行為を非犯罪化すべきではないかとの批判が大きくなっていった。このような背景の下で、2016年9月6日のインド最高裁判所決定により、同性間の性行為を犯罪とすることは違憲であるとする判断が下された（但し、動物との性行為については、引き続き、犯罪とすべきであるとされた）。英国の植民地であった国の刑法では、同性間の性行為を犯罪とする規定が置かれていることが多い。そのため、上記のインド最高裁判所判決が他の国における議論に影響を及ぼすか否かが注目される。

インドでは、現在でも、死刑が存置されている。最近では、2012年に発生したバス内での集団レイプ事件の加害者4名に対し、2020年に死刑執行が行われた。インドでは、他にも凶悪な犯罪が多数発生していることから、死刑を廃止するという状況にはない。

1988年汚職防止法は、従来、公務員による収賄行為を犯罪とする一方、贈賄行為を犯罪としていなかった。しかし、2018年の同法の改正により、贈賄行為が犯罪とされるようになったほか、企業及びその取締役等も処罰対象となった。

VII おわりに

以上、インド法の概要を簡単に紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるインドの法制度の概要を知ることは、日本企業にとって極めて重要である。インド法については、他の外国法の場合と比べ、比較的多くの日本語又は英語の文献・論文等が公表されている。

判例法を中心とするインドの法制度は、日本の法制度とは異なる法的概念が用いられることもあり、成文法を主とする日本の法体系を学んだ者にとっては、インド法には、とっつきにくい面があることは否定できない。しかし、世界最大の人口を擁し、若くて伸び盛りの国であるインドは、今後少なくとも数十年間にわたり、急速な経済発展を続けていくことが見込まれており、近時、多くの日本企業がインドに熱い視線を送っている。インド企業と貿易取引を行なったり、インドに現地法人を設立したりしている日本企業は、増加傾向にある。日本企業のインドビジネスが増加するにしたいが、インドで法律問題に直面することもますます増えてくると考えられることを考えると、今後も、インドの法制度の動向について注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.12』（国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第1回 インド」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。